

春季火災予防運動

3月1日～7日

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、火災による死傷者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

今一度、次の点に注意して火災から生命、財産を守りましょう。

【住宅防火 いのちを守る 10のポイント】

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



住宅用火災警報器「10年経ったら取り換える！」夜間など就寝中の火災を早期に発見し、避難できるよう、住宅用火災警報器の維持管理が大切です。

ごみの焼却や野焼きの拡大による火災に注意！！

↓市内の過去5年間における焼却行為から延焼した火災件数

年（1月から12月）	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	
平成30年	1			4	※ その他の火災とは、 枯れ草や屋外の物品等が 燃えたもの。
平成31年・令和元年		1		3	
令和2年	2	5	1	3	※ 左の件数は、年間の 火災件数の一部です。
令和3年	2	4		4	
令和4年	1	5	1	4	

屋外でのごみの焼却行為は禁止されています！

剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畦畔焼きなどは、例外的に焼却が認められておりますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないよう配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

1 その場を離れない

焼却行為をする場合には、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合は一旦消火する。

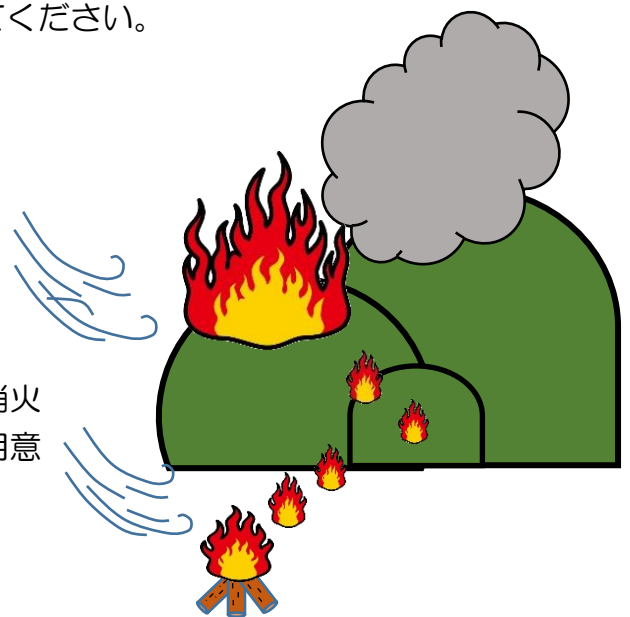
2 消火用の水バケツ等を準備する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して、すぐに消火ができる準備をする。

3 天候により中止とする

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは中止する。

火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。



※ 火災事案によっては、被害を受けた方から行為者に対し、**損害賠償請求**される場合も・・・考えられます。

その他にも火災の原因として、放火、調理器具、電気器具・配線などがありますので、家の周囲に燃えやすい物を置かない、火気器具を正しく使うなど、日ごろから火災の予防に心がけましょう。